水俣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (水俣都市計画区域マスタープラン)

平成16年5月17日 熊 本 県

目 次

| 1 | 都 | 市計画の目標 | . 1 |
|---|-----|----------------------------|-----|
| | (1) | 都市づくりの基本理念 | . 1 |
| | (2) | 地域ごとの市街地像 | . 3 |
| | (3) | 各種の社会的課題への対応 | . 5 |
| | (4) | 都市計画区域の広域的な位置づけ | . 7 |
| 2 | X | 域区分の決定の有無 | 11 |
| | (1) | 区域区分の決定の有無 | 11 |
| 3 | 主 | 要な都市計画の決定の方針 | 12 |
| | (1) | 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 | 12 |
| | (2) | 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 | 15 |
| | (3) | 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 | 18 |
| | (4) | 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 | 18 |

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

基本理念

水俣都市計画区域(以下、「本区域」とする。)は、熊本県最南端の水俣市に指定されている。水俣市は、北は津奈木町、芦北町、球磨村、南は鹿児島県出水市及び大口市に接しており、市域西側はリアス式海岸が続く八代海に面している。市域中央部に水俣川が東西に流れ、この流域に沿って市街地や集落が形成されている。市域の75%は森林で、水俣川の河口部に形成されている市街地は平坦部であるが、その平坦部もほとんどが埋立によって築造されたものであり、平坦部は少ない。また、市街地外周部は台地や山林に囲まれている。

江戸時代は、肥後と薩摩の国境として重要な役割を果たし、明治 22年に水俣村が誕生した。明治 41年に日本窒素肥料株式会社(現チッソ株式会社)が設立し、農漁業集落から工業都市へと発展してきた。その後、大正元年に町制、昭和 24年に市制が施行されている。

本区域は、昭和9年に水俣町全域(12,395ha)に指定され、この区域が現在までほぼ引き継がれ、市域面積 16,287ha のうち約 76%に相当する 12,352ha が都市計画区域となっている。また、用途地域は 729ha で、用途地域内に人口の約 62.5% が居住しており、人口集中地区はこのうち 470ha である。

都市計画道路は計画延長 19,470mのうち約 39%が整備済みであり、都市公園は 8 箇所、42.5ha が整備済みである。市街地整備では、市街地開発等が 42.1ha、公的住宅開発 23.7ha、開発許可等が 22.2ha で、合計88.0ha の面的整備が実施されている。下水道は計画区域 639ha のうち284ha が整備済みで、普及率は 39.3%である。

保全すべき自然的特性としては、水俣川の流域生態系の保全を基本とし、市街地を取り囲む丘陵部、台地の斜面緑地及び沿岸部の恋路島、西の浦半島、湯の児海岸等に残された貴重な自然環境などが挙げられる。

【都市づくりの基本理念】

『環境・健康・福祉を大切にする産業文化都市』

水俣病の教訓を生かし「水俣市民は決して環境を汚さない、地球環境破壊に加担しない」というまちづくりの考え方を基本理念とする。

また、水俣市都市計画マスタープランに示された目指すべき生活像「人 と風土に呼応する暮らし」及びまちづくりのテーマ(将来都市像)「呼吸 する都市(まち、むら)」を踏まえ、以下の目標を設定する。

【都市づくりの基本目標】

「呼吸する環境」(生命の拠り所としての自然環境)

生命の拠り所となる自然を基礎に、多様な生物を育む「水の環」を創る。(循環する水)

市域を取り囲む「水源の森」づくりを進め、沿岸部の貴重な自然を保護し、「緑の構造」を創る。(緑の構造)

環境都市として、風を生かした暮らし方ができる都市構造や都市環境 を形成し、環境負荷の少ない都市づくりを進める。(風の呼吸)

「呼吸するまちやむら」(住み続けられる環境)

暮らしの基礎となる範囲(まちやむら)の環境を住民と行政が協働によりハード・ソフト両面で整え、自立したコミュニティの形成を図る。

さらに、「まちやむら」が適切に連携することで、様々な暮らしや産業活動を支え、各種サービスを享受することができるよう「地域連携」という「呼吸」を生み出していく。

「呼吸する暮らし」(交流・連携する拠点とネットワーク)

人・モノ・情報が自然に出入りするための全市的な拠点・ゾーンの形成、区域内外を結ぶ交通ネットワークの整備を図り、また、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりを進める。

都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、以下のとおりとする。

| 都市計画区域名 | 水俣都市計画区域 |
|---------|-------------|
| 範 囲 | 水俣市の行政区域の一部 |

(2) 地域ごとの市街地像

a 都市機能・拠点の形成

< 中心商業拠点>

中核的商業施設を中心として、既存の商店街との一体化を図りつつ、 歩いて楽しい商業拠点の形成を図る。

< 外との交流拠点 >

新水俣駅周辺は、水俣の新しい玄関口として、また内外の交流拠点として、水俣らしい緑の風景の整備を図ると共に、観光機能と連携した交通結節機能、商業機能の整備を図る。

南九州西回り自動車道水俣ICを広域交通の拠点と位置づける。

エコパーク水俣周辺は、インフォメーションセンターや観光物産館 を中心とした観光拠点として広域交流機能の充実を図る。

<環境産業拠点>

環境都市水俣にふさわしい環境産業を基軸とする循環型社会を支える環境産業拠点(エコタウン拠点)として、工業団地、都市基盤の整備を進め、環境都市水俣にふさわしい、環境共生、資源循環型社会を目指した環境ビジネスの集積を図る。

< スポーツ・レクリエーション拠点 >

総合的な健康福祉の増進を図るため、市内の既存スポーツ・レクリエーション施設と連携しつつ、エコパーク水俣周辺に新しいスポーツ・レクリエーション機能の誘導を図る。

< 観光拠点 >

湯の児温泉地区は、中心市街地や新水俣駅周辺地区との連携を図りながら、大崎鼻公園、和田岬、湯の児海水浴場など、地区周辺の自然資源を生かした温泉保養観光拠点の形成を図る。

湯の鶴温泉地区は、湯量の安定化、自然資源の活用、町並みの保全、地域交流拠点整備など、温泉保養観光機能の強化を図る。

<地域拠点>

湯出地区、東部地区は、行政窓口、福祉・医療サービス、子育て支援・教育、最寄商業機能など地域での身近な暮らしを支える機能の集積、整備を図り、地域の生活中心拠点の形成を図る。

b 市街地の形成

ア) 既成市街地

用途地域が指定されている以下の各ゾーンを既成市街地として位置付ける。

<中心市街地ゾーン>

中心商業拠点を含む商業系用途地域指定区域を中心として、東西の各拠点(エコパーク水俣、新水俣駅周辺)及びこれらをつなぐ国道3号の沿道地区を位置付ける。

<住宅市街地ゾーン>

住居系用途地域の指定域で、中心市街地ゾーン、工業ゾーンを取り囲む市街地を位置付ける。

< 公共施設ゾーン >

水俣川沿いに立地する各公共施設機能の強化、集積、連携強化を進めることを前提に、用途地域内の水俣川沿いの一帯を位置付ける。

< I 業 ゾ ー ン >

工業系用途地域の指定域で、既設の大規模工場、エコタウンを含む地区を位置付ける。

イ)新市街地

用途地域指定区域に隣接し、現在市街化が進行しつつある用途白地区域を以下の通り、新市街地と位置付ける。なお、新市街地においては、用途地域の拡大指定を行うか、あるいは用途白地のままで土地利用の規制誘導を行うか、検討を行う。

< 戦略ゾーン >

既定計画に位置付けられた機能配置により、農林漁業との調和を図ったうえで計画的な新市街地を検討する地区。(新水俣駅周辺地区、月浦台地)

< 誘導ゾーン >

既にスプロール的に市街化が進行しつつある地区で、今後秩序ある土地利用の規制・誘導が求められる地区。(桜ヶ丘)

< 集落地域 >

都市計画区域内で既成市街地、新市街地を取り囲む地域を集落地域

と位置付ける。

< 農業ゾ**ー**ン >

農業集落及び優良農地のエリアを位置付ける。

< 森林 ゾーン >

農業ゾーンを除いた森林地域を位置付ける。

(3) 各種の社会的課題への対応

緑・水辺と共生する土地利用の推進

水俣川流域全域が持つ循環型の自然環境や自然生態系を守るため、自然的土地利用の保全・育成を図ることが重要である。水源の森から海までの水循環を支える自然環境の保全・育成とそれぞれが連携して適切な循環を可能とするネットワーク化を推進する。

流域生態系を保全しつつ、川の上流での山林資源、農山村の棚田、中流域での茶畑、沿岸部の果樹園や漁村など、自然環境の中で育まれた地域の個性を磨く土地利用を推進する。

市街地に迫る丘陵傾斜面地の山林や市街地外縁部の農用地や河川、山林等の自然的土地利用は、自然豊かな水俣のイメージや住みやすさの重要な要素であることから、適切な保全、活用を行う。

自然環境との共生や環境負荷の少ない都市構造を形成するために、無秩序な市街地や集落の拡大をできるだけ抑制し、コンパクトな市街地や集落の形成を図る。

自然環境に配慮した河川・水路環境整備を進める。また、公共施設整備に当たっては、環境負荷低減に配慮すると共に、多様な自然生物環境を育む動植物の生息・移動の回廊(ビオトープネットワーク)の形成を図る。

湯の児温泉地区における海浜レクリエーションを主体とする観光機能の強化、湯の鶴温泉地区における温泉保養観光機能の強化を図ると共に、環境への取組を活かした研修・体験型観光(エコツーリズム)の展開を進める。

地球温暖化をはじめとする環境問題への対応

環境負荷の少ない省エネルギー型の都市を形成するために、交通の発生や移動の需要が少ない都市構造への誘導、公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化等を推進する。

少子・高齢化への対応

本区域の少子・高齢化の進行を踏まえ、都市計画の方針として、全ての人が安全で快適に社会活動を営むことができるようユニバーサルデザインに配慮した都市基盤整備を進めるとともに、社会活動に応じた都市施設の適正配置に努める。

交流を支援する交通体系の整備促進

九州新幹線鹿児島ルートの完成、南九州西回り自動車道の整備に伴う都市間交通網の整備が進められている。これら新駅やインターチェンジの開設など交通事情の変化に対応して、交通結節点機能の強化と関連道路の整備、利便性の向上を図る。

基幹となる国道 3 号は容量不足が指摘されていることから、中心部における人にやさしいまちづくりや魅力ある商店街の形成に向け、南九州西回り自動車道の整備を含めて、交通負荷の軽減策を検討する必要がある。

車利用の低減を目指し、公共交通機関や自転車利用をハード・ソフト両面で促進する計画づくりが必要である。

中心市街地では、利便性の高い公共施設ゾーン(水俣川沿い、エコパーク水俣)の形成(機能強化、連携強化、新規機能の誘導等)を図ると共に、全ての人に優しい交通環境の実現を図る。

都市防災への対応

近年発生した大地震、水害、高潮災害等により、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている。住民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、防災組織の充実、避難地・避難経路の確保、市街地の不燃・耐震化等を進めるものとする。

中心市街地の再生を図る拠点的な市街地整備の推進

新幹線新駅及び南九州西回り自動車道水俣IC周辺地区及びエコパーク水俣周辺地区の整備により、外からの来訪者を迎え、交流できる広域交流拠点の形成を図る。

既存の市街地との一体的な基盤条件の整備によるスプロール市街地の改善を図り、計画的な新規宅地供給を図る。

中心市街地の再構築を図ると共に、遊休地活用による宅地基盤の充実した低層住宅市街地の形成を図る。

中心市街地の再生を図る拠点的な市街地整備の推進

一つの水系として連なる森林、河川、海などの自然のつながりを学ぶ ことができる学習環境の整備とプログラムを展開する。

身近な公園・広場について、住民同士の交流・憩いの場、子ども達の遊び場、緑のネットワーク拠点、さらに防災避難拠点として位置付け、機能の充実・改善を図る。

健康と福祉をテーマとする交流拠点としてエコパーク水俣を位置付け、 健康づくりと交流機能の強化を図る。

市民の心の拠り所となる拠点的な機能を持つ公園の改善・整備を図る。

安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応

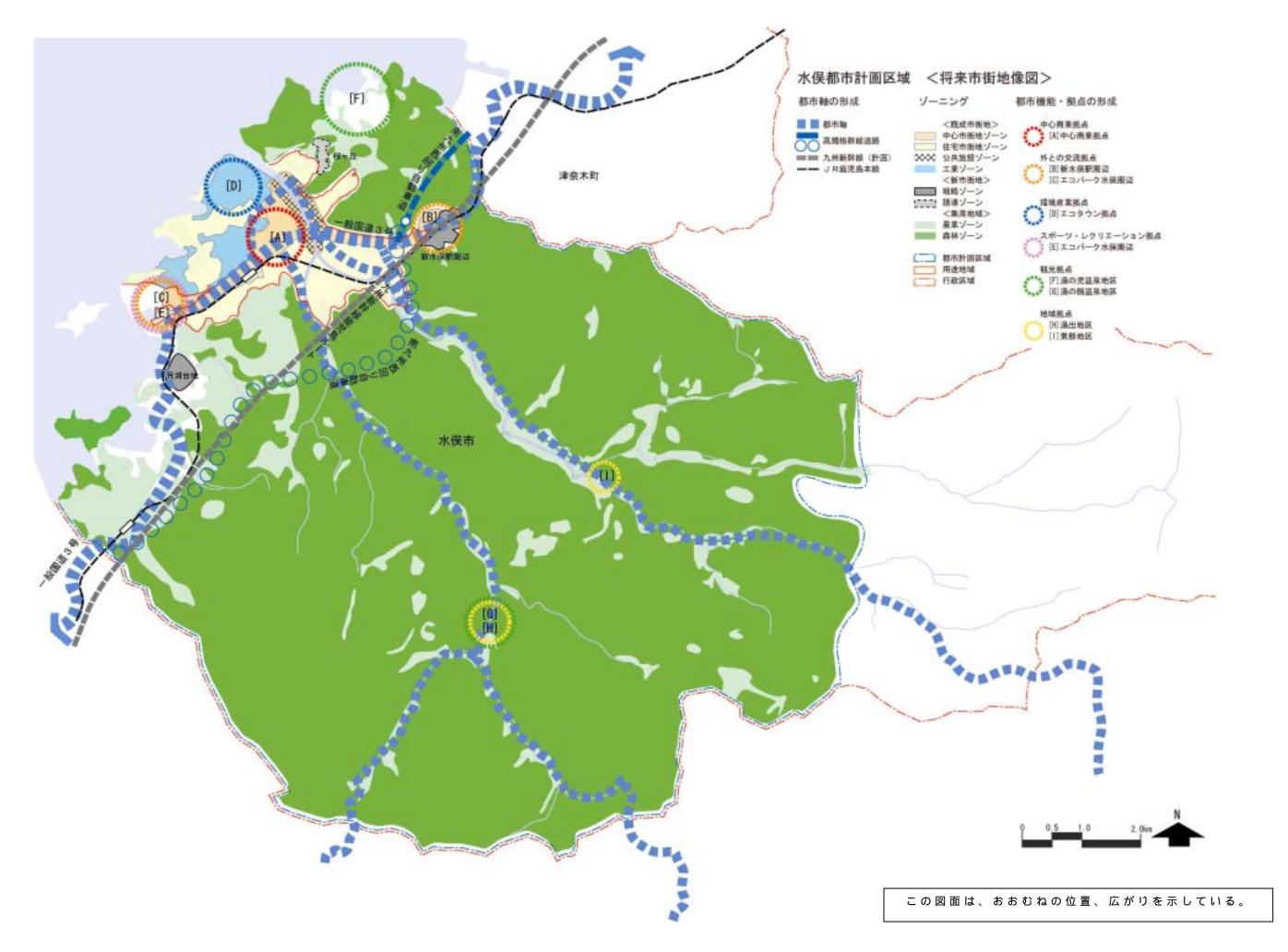
最近の犯罪の発生状況を踏まえ、各種社会基盤の整備にあたっては、 地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、 犯罪防止に配慮した整備を行うことにより、住民が安全・安心に暮らせ る地域づくりを進めるものとする。

(4) 都市計画区域の広域的な位置づけ

本区域は、国道 3 号線、JR 鹿児島本線(九州新幹線鹿児島ルート開業後は第三セクター「肥薩おれんじ鉄道株式会社」が運営)を軸とした広域連携軸の最南の都市であり、さらには九州新幹線鹿児島ルート、南九州西回り自動車道の整備に伴い、広域連携・交流拠点としての機能が求められる。

水俣市は、県南地域の中心的都市の一つとして位置付けられ、また、 1市3町(水俣市、田浦町、芦北町、津奈木町)からなる水俣広域都市 圏の中心都市として位置付けられる。

本区域は、県南地域の各都市との連携強化を図ることのみならず、鹿児島県出水市、大口市との県境を越えた交流を図りながら、また環境先進地として地域づくりの中心都市としての地域の活性化と都市的サービスの充実を図ることが求められる。



2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域には、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めない根拠は、以下のとおりである。

本区域の人口は、近年減少傾向を示し、今後も同様に推移することが見込まれ、将来における産業の見通しについても製造品出荷額が横 這い傾向となることが予想される。また、今後の大規模プロジェクト 等の見通しから判断しても、急激な市街地拡大の可能性は低い。

本区域の中心部には、すでにまとまりのある市街地が形成されており、その周辺は丘陵地・傾斜地等、開発のうえで不利な地形となっている。一部では、斜面緑地の保全策を含め、宅地需要に対する規制誘導策の検討が必要となる区域も見受けられるが、区域区分による広域的規制の必要性は低い。

により急激な市街地の拡大は想定されないこと及び のとおり 開発需要に対する規制誘導策を検討していくことにより、市街地周辺 の農地・緑地や郊外の自然環境と調和した良好な都市環境を形成する ことが可能である。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

本区域における現在の土地利用の状況、将来の人口・産業の見通しを勘案し、これらに対応した将来市街地を以下の範囲として計画的な土地利用の誘導を図る。

a 商業地

商業地は、JR 水俣駅付近から新水俣橋に到る国道 3 号沿道地域及びこれらに連担する既存商店街地区、陣内街道沿道地区に商業地を配置する。

b 一般住宅地

一般住宅地は、商業地及び既存大規模工場(チッソ水俣工場)を取り囲む平地部、国道3号新水俣橋以東の沿道地区、並びにこれらと連続する丘陵部(専用住居系)に一般住宅地を配置する。

c 工業地

工業地は、水俣川河口部、産業団地周辺及び既成市街地内の既存大規模工場(チッソ水俣工場)、に工業地を配置する。

d 流通業務系新市街地

流通業務地は、高速交通体系の結節機能を生かし、南九州西回り自動車道水俣ICや新水俣駅周辺地区に、農業上の土地利用との調和を図ったうえで、新市街地として配置する。

e 住宅系新市街地

住宅系新市街地として、農業上の土地利用との調和を図ったうえで、 月浦台地(戦略ゾーン)、桜ヶ丘地区(誘導ゾーン)を配置する。

なお、水俣市都市計画マスタープランで誘導ゾーン(桜ヶ丘地区以外)として位置付けられている袋地区、侍・小田代地区については、今後の開発動向、住宅需要の動向、地権者の意向、基盤環境整備の計画、既存集落や周辺自然環境・田園環境とのバランス等に留意して、土地利用の推移をモニタリングし、必要に応じて新市街地としての位置付けを検討するものとする。

土地利用の方針

ア)土地の高度利用に関する方針

高速交通体系の結節機能を生かし、南九州西回り自動車道水俣ICや新水俣駅周辺地区を流通業務地として土地の高度利用を図る。

中心商業地区においては、「中心市街地活性化基本計画」に基づく商店街整備に併せ、市の顔となる中心性を維持するよう土地の高度利用を図る。

イ)用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

用途の転換を図るべき地区として、既定用途地域内の老朽公営住宅、 大規模な民間社宅あるいはその他の遊休地を位置付ける。これらは住 宅市街地の基盤環境の充実化に資するように活用する。

ウ)居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽公営住宅や大規模な民間社宅においては、住宅の建替に併せ、面的かつ計画的に道路や公園整備など良好な基盤環境の形成を図る。

工)都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

エコパーク水俣は、広域的、拠点的な公園緑地としての機能の強化を図る。

市民の心の拠り所として、中尾山公園(眺望・憩いの場)、恋路島(自然体験型公園)、城山公園(歴史・スポーツ公園)を拠点的公園として改善・整備を進める。

既成市街地を取り囲む斜面緑地については、防災面、景観面から建築活動の規制誘導と連携しつつ、緑地保全方策の検討を行う。

オ)優良な農地との健全な調和に関する方針

各水系に沿った棚田や丘陵部の茶畑、果樹園など優良農地は貴重な 農業生産基盤であることから、その保全に努める。

規模の大きい耕作放棄地、遊休農地にあっては、無秩序な宅地転用や開発が行われないように、農業上の土地利用との調整を行う。

カ)災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地縁辺部の山林で急傾斜地崩壊危険区域が指定されている地区周辺については、市街化を抑制するよう誘導を図る。

キ)自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

県立自然公園区域に指定されている海浜地区にあっては、その後背の緑地の保全と一体的に自然生態的な環境の向上を図る。

市域の大半を占める森林地域を水源の森と位置付けその保全・育成を図ると共に、この水源の森から海までの水循環を支える自然環境、生態環境の保全に努める。

ク)計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

南九州西回り自動車道水俣ICや新水俣駅周辺地区の新市街地にあっては、市の新しい玄関口となり、広域交流の拠点となることから計画的かつ面的な土地利用を図るため、用途地域の指定等、土地利用の規制誘導策について検討を進める。

また、戦略ゾーンとして位置付けられる月浦台地、誘導ゾーンとして位置付けられる桜ヶ丘地区にあっても、新市街地として計画的な土地利用の規制誘導を行うため、用途地域を拡大指定ないしは土地利用の規制誘導策について検討を進める。

既定用途地域内の傾斜地ゾーンについては、無秩序な市街化を抑制するため、地区計画制度の適用を検討し、保全するべき緑地や生活道路の整備等についてのルールづくりを進める。

また、上記の傾斜地ゾーン以外に、誘導ゾーンである桜ヶ丘地区、遊休地を活用した市街地形成を図る地区、中心市街地活性化区域内での各ゾーンについては、地区の特性を踏まえ、地区単位で独自の誘導方針を定める地区計画制度の適用を検討する。

市街地環境及び集落環境の悪化を防ぐため、都市計画区域全体での建築物の形態規制の見直しを検討する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設

a 基本方針

ア)交通体系の整備の方針

安全で快適な生活環境を支える生活道路網の整備を推進する。特に中心市街地においては快適な買物、レクリエーション活動を実現するための交通環境の改善・強化を図る。

環境都市の交通政策の一つの柱として、自動車利用の低減を目指した公共交通機関、自転車利用の促進を図る。

中心市街地内の歩行者ネットワーク、幹線道路の歩道空間などあらゆる歩行者空間において子供から高齢者、障害者まで全ての人が安心して利用できるユニバーサルデザイン化を推進する。

道路

市街地内の各拠点地区間の移動を円滑にする骨格的な都市計画道路の整備を図る。

中山間地と中心市街地とを結ぶ幹線道路の整備・充実を図る。

新水俣駅周辺地区においては、近接して南九州西周り自動車道水俣ICが設置されることから、計画的な新市街地形成に合わせて、地域内を円滑に結ぶ道路網を構築する。

湯の児、湯の鶴の両観光・レクリエーション拠点へのアクセスに対応した道路の整備・充実を図る。

なお、通過交通等を適切に処理する新交通管理システム(UTMS)の整備を推進し、自動車交通の円滑化を図るとともに、道路の整備にあたっては、交通安全施設の充実等により、安全性の高い交通空間の整備を図る。

その他の交通

集落と市街地を結ぶコミュニティバス、市街地内の移動円滑化を図る循環バスなどの導入検討を行う。

歩行者・自転車利用による買い物、レクリエーション活動を支える ネットワークの整備を図る。

イ)整備水準の目標

本区域の用途地域内における幹線道路の配置密度は、平成 12 年度末現在 0.97km/k ㎡となっているが、おおむね 20 年後の平成 32 年には 2.6km/k ㎡程度となることを目指して整備を進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア)道路

都市計画道路古城月ノ浦線は、中心市街地を東西に横断する市の主軸道路として配置するとともに、新水俣橋以東の区間にあっては、南九州西周り自動車道水俣ICや新水俣駅の交通拠点と中心市街地との結節機能を担う、新市街地の主軸道路として位置づける。【1】

中心市街地を南北方向に骨格を形成する路線として都市計画道路大黒江南線を配置する。(一般県道水俣出水線の用途地域内区間)【2】

中心市街地内の移動を環状方向及び南北方向に連絡する幹線道路として、陣内白浜線【3】、昭和白浜線【4】、天神八幡線【5】を配置する。

国道3号と268号を接続する幹線道路として古城長野線を配置する。 (一般国道268号の用途地域内区間)【6】

国道3号南側の東西方向の連絡を担う天神港町線【7】、及び中心市街地と丸島漁港、エコパーク水俣を接続する大黒月ノ浦線(一部一般県道水俣港大黒町線)【8】を補助幹線道路として配置する。

下水道及び河川

a 基本方針

ア)下水道及び河川の整備の方針

下水道

既成市街地においては引き続き計画的に公共下水道の整備を進める。 既成市街地と連担している新市街地については、面的かつ一体的な 基盤整備を前提として公共下水道区域を見直す。

河川

本区域の主要な河川である水俣川等は、災害の防止に努めるとともに、水と緑に恵まれた都市の自然的要素として、生態系に配慮した水辺空間の整備、景観の維持等に努める。

イ)整備水準の目標

現在の公共下水道整備率(全体計画区域面積に占める供用済面積の割合)は約35.8%であるが、今後の市街化状況等を踏まえ、下水道計画に基づき公共下水道等の整備時期や整備範囲の検討を行う。

b 主要な施設の配置の方針

ア)下水道

既成市街地においては公共下水道整備を推進し、新市街地について

は公共下水道区域への取り込みを検討する。集落地域においては、合併浄化槽を含む総合的な下水処理システムの整備を検討する。

イ)河川

災害の危険性の高い箇所から順次整備を進め、地域の特性や利用ニーズに応じて親水空間の整備等を行う。

その他の都市施設

a 基本方針

市の拠点的公園としてエコパーク水俣、中尾山公園、恋路島、城山公園を位置付ける。

エコパーク水俣については、総合的な健康福祉の増進を図るため、 スポーツ関連施設整備を促進すると共に、水俣港との連携強化を図り、 レクリエーション機能の強化・充実を図る。

中尾山公園は、全市的なシンボルとして位置付け、道路及び眺望所等の整備を促進する。

恋路島は、自然体験学習の拠点として活かせるように今後のあり方を検討する。

城山公園は、周辺の陣内、古城地区の歴史的環境整備と一体的となった歴史的環境保全の充実を進める。

b主要な施設の配置方針

既成市街地の西側に位置する外との交流拠点としてエコパーク水俣を配置し、総合的な健康福祉の機能や、スポーツ・レクリエーション拠点としての機能強化を図る。

市の拠点的公園として、関連計画との整合を図りながら、既成市街地の後背の中尾山公園、水俣港沖合いの恋路島、陣内街道後背の城山公園を配置する。

中心市街地内の中心的公園施設として、水俣川沿いの公共施設ゾーンの総合体育館を含む浜公園を位置付ける。

c 主要な施設の整備目標

新規に検討すべき公園緑地として、中尾山公園、恋路島については、 関連計画との整合を図りながら、都市計画公園としての計画決定の対 応方針を検討する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

老朽公営住宅や老朽民間社宅等の建替について、周辺の住環境改善に寄与するように面的な市街地再整備を検討する。

戦略ゾーン、誘導ゾーン等の新規誘導市街地について、既成市街地と連携した基盤整備を図るため、面的一体的な事業手法について検討する。

市街地整備の目標

既成市街地においては、市民と行政の適切な役割分担とルールづくりに基づく住環境の改善を図る。

新市街地については、農林漁業との調和を図ったうえで、計画的な市街地整備を前提とした市街化の促進を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

水源の森から海までの水循環を支える自然環境の保全・育成を図る。 自然資源・要素の保全・育成を通じてビオトープネットワークの形 成を促進する。

市街地、集落地区における公園等については、拠点的な公園の改善・整備を図るとともに、観光・レクリエーション拠点の形成を図り、また既存施設の機能強化や連携強化を図る。

b 主要な緑地の配置方針

ア)環境保全系統の配置方針

水源涵養などの点から市域の 75%を占める森林環境について、その保全・育成を図る。

水俣城趾のある城山公園については、周辺の歴史的な環境整備と一体となった歴史的環境保全を図る。

水俣川、湯出川沿いの河畔林の保全・育成を図る。

自然林や自然海岸を多く残す大崎鼻、和田岬周辺、あるいは西の浦半島、湯の児海岸などの海岸環境及びその背景となる丘陵地の斜面緑地の保全を図る。

島内のタブ原生林など、恋路島の豊かな自然環境を保全する。

イ)レクリエーション系統の配置の方針

エコパーク水俣を拠点とするスポーツ・レクリエーション機能の充実を図る。また、港湾計画との整合を図りながら、水俣港との一体的整備によるレジャー港湾機能の強化を図る。

水俣川、湯出川沿いの水辺を回遊できる小道や休憩スポットを整備する。

ウ)防災系統の配置方針

市街地や集落を取り囲む斜面地においては、景観及び防災面から緑地の保全・育成を進める。

エ)景観構成系統の配置方針

中尾山、とんとん峠、矢筈岳山頂等を景勝、眺望ポイントとして整備を図る。

森林環境、自然性を残す海岸環境及びその後背の丘陵や斜面緑地、水俣川や湯出川など、自然的景観の骨格をなす要素の保全・育成を図る。

海の「湯の児温泉」、山の「湯の鶴温泉」地区は、「熊本県水俣・芦北景観形成ガイドライン」における特別誘導区域に位置付けられており、それぞれ健全な観光拠点として自然環境に調和した景観形成を図る。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

拠点的な位置付けにある大崎鼻・和田岬周辺の自然環境を保全すべき区域については、都市計画公園としての計画決定の対応方針を検討する。

市街地を取り囲む斜面緑地については、防災面、景観面から都市緑地として保全していく方策を検討する。

d主要な緑地の確保目標

拠点的公園を「施設緑地」として整備し、市街地を取り囲む斜面緑地を「地域制緑地 (緑地保全系の規制誘導方策により確保された緑地)として保全・育成するべく検討を進める。

「熊本県水俣・芦北景観形成ガイドライン」に位置付けられた海岸景観形成ゾーン、沿道景観形成ゾーン、特別誘導区域等にあっては、ガイドラインに沿って景観形成を進める。

